

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市軽費老人ホームきずな苑

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人周南市社会福祉事業団

所在地 周南市瀬戸見町12番30号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(参 考)

社会福祉法人周南市社会福祉事業団の概要

1 設立の経緯

社会福祉法人周南市社会福祉事業団は、多様化している福祉行政の中で、市が設置した福祉施設の運営を市が直接行うより、専門機関に委託した方が効果的であり、その目的が達成できるものについては、条例の定めるところにより社会福祉法人組織である社会福祉事業団に委託して、その経営の安定と市民福祉の増進を図ることとして設立された。

2 設立年月日 昭和49年5月8日

3 所在地 周南市瀬戸見町12番30号

4 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

5 事業内容

(1) 第1種社会福祉事業

ア 特別養護老人ホーム周南市鼓海園の管理・経営

イ 周南市軽費老人ホームきずな苑の管理・経営

(2) 第2種社会福祉事業

ア 老人デイサービスセンター（つづみ園デイサービスセンター、周南市須金老人デイサービスセンター、周南市大津島老人デイサービスセンター）の管理・経営

イ 短期入所生活介護事業（つづみ園）

(3) 公益事業

ア 居宅介護支援事業（つづみ園居宅介護支援事業所）

イ つづみ園地域包括支援センターの設置経営

6 組織等

(1) 役員 理事長1人、常務理事1人、理事6人、監事2人

(2) 職員数 125人（平成28年12月1日現在）